

# 令和8年4月1日から盛岡市の公民館使用料が変わります

盛岡市では、良好な施設サービスを持続的に提供するため、今年度料金改定や減免基準の見直しを行いました。その結果、公民館の使用料はこれまでの使用料の約1.35倍となります。  
河南公民館の各施設の使用料は、次のとおりです。

## 【河南公民館】

(令和8年3月31日まで)

| 区分    | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:30 | 9:00~17:00 | 13:00~21:30 | 9:00~21:30 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| ミニホール | 2,300円     | 3,100円      | 2,700円      | 5,400円     | 5,800円      | 8,100円     |
| 研修室   | 1,200円     | 1,600円      | 1,400円      | 2,800円     | 3,000円      | 4,200円     |
| 和室    | 2,300円     | 3,100円      | 2,700円      | 5,400円     | 5,800円      | 8,100円     |
| 調理室   | 800円       | 1,000円      | 900円        | 1,800円     | 1,900円      | 2,700円     |
| 美術工芸室 | 2,000円     | 2,600円      | 2,300円      | 4,600円     | 4,900円      | 6,900円     |
| 会議室   | 2,000円     | 2,600円      | 2,300円      | 4,600円     | 4,900円      | 6,900円     |
| 視聴覚室  | 1,600円     | 2,100円      | 1,800円      | 3,700円     | 3,900円      | 5,500円     |
| 音楽練習室 | 1,600円     | 2,100円      | 1,800円      | 3,700円     | 3,900円      | 5,500円     |

(令和8年4月1日から)

| 区分    | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:30 | 9:00~17:00 | 13:00~21:30 | 9:00~21:30 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| ミニホール | 3,100円     | 4,180円      | 3,640円      | 7,280円     | 7,820円      | 10,920円    |
| 研修室   | 1,620円     | 2,160円      | 1,890円      | 3,780円     | 4,050円      | 5,670円     |
| 和室    | 3,100円     | 4,180円      | 3,640円      | 7,280円     | 7,820円      | 10,920円    |
| 調理室   | 1,080円     | 1,350円      | 1,210円      | 2,430円     | 2,560円      | 3,640円     |
| 美術工芸室 | 2,700円     | 3,510円      | 3,100円      | 6,210円     | 6,610円      | 9,310円     |
| 会議室   | 2,700円     | 3,510円      | 3,100円      | 6,210円     | 6,610円      | 9,310円     |
| 視聴覚室  | 2,160円     | 2,830円      | 2,430円      | 4,990円     | 5,260円      | 7,420円     |
| 音楽練習室 | 2,160円     | 2,830円      | 2,430円      | 4,990円     | 5,260円      | 7,420円     |

## ◎適用時期

- 改定した料金は、令和8年4月1日から適用します。  
ただし、令和8年3月31日までに許可した場合(使用料納付含む)は、改定前の料金とします。  
(電話や来館での予約だけでは改定前の料金とはなりません。)
- 備品の使用料は見直しを行いません。
- 申請・支払い後の返金はできません。

## ◎市外在住、市外事業者の使用料について

市の区域内に、住所、事業所等を有しない方が使用する場合、上記使用料の2倍に相当する額となります。ただし、盛岡劇場のホールと併せて使用する場合は、市内料金と同様の取扱いとなります。

## ◎冷暖房加算の廃止

(令和7年度までは、7・8月、12~3月に30%を冷暖房加算)

期間を指定して使用料に加算していた冷暖房料加算を廃止し、年間、一律の料金となります。

## ◎減免基準(減免率)の改正

- 社会教育関係団体の減免…令和8年度から50%(令和7年度までは80%)
- 社会教育関係団体(育成団体)の減免…令和8年度から50%(令和7年度までは100%)
- その他の減免基準の詳細は、窓口にお問合せください。

## ◎他の公民館使用料については、各施設にお問合せください。